

## A事案の区域において掘削を伴う土地改変を行う場合の 安全確保措置について

### 1 土地改変指針について

平成15年12月16日閣議決定「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」において、民有地に関しては、土地を改変する際における被害予防のための指針の策定及び周知徹底を環境省が行うこととされており、本指針はこれを受け、地下水、土壌、大気等の環境調査と併せて、A事案の区域における安全確保を図るものである。

### 2 土地改変指針の適用

今後、A事案の区域（習志野・船橋、平塚、寒川）の民有地において、構造物や舗装等が存在して一連の環境調査が未実施の区域においては構造物や舗装等の撤去の機会を捉えて一連の環境調査を実施することとなるが、一連の環境調査が実施されて日常生活において危険性がないことが担保されている区域においても掘削を伴う土地改変を行う場合には、作業時の安全及び周辺住民の安全の確保の観点から追加的な環境調査の実施と本指針に基づく安全確保措置を図ることとする。

### 3 土地改変指針の実施方法

#### (1) 土地改変指針の周知徹底

別添「A事案の区域における土地改変指針（案）」について、当該区域の市町村や関係省庁等の協力の下で、当該区域の民有地の全ての土地の管理者等（土地所有者、土地管理者等）及び土地改変工事事業者に対して事前に適切に周知する。

#### (2) 掘削を伴う土地改変工事等の事前把握

国が中心となって、当該区域の市町村や関係省庁等の協力の下で、当該区域の民有地の全ての土地の管理者等（土地所有者、土地管理者等）及び土地改変工事事業者に対し、土地改変工事の際には事前に国（環境省毒ガス情報センター）に連絡いただくよう広報・周知を図ることで、土地掘削を伴う工事を事前に把握することとする。

**A 事案の区域における  
土地改変指針**

**(案)**

平成17年3月25日

**環境省環境保健部**

## 目 次

	頁
1. はじめに .....	1
2. 作業の届出 .....	2
3. 事前準備等 .....	3
4. 掘削作業時の注意事項.....	5
5. 異常時の措置.....	6
6. 土壌の搬出時の注意 .....	9
参考資料：毒ガス弾等及び毒ガス弾に含まれている化学物質の概要 .....	資-0

## 1. はじめに

本指針は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定）に基づき、A事案とされた区域（地歴等調査で除外された範囲を除く、寒川：相模海軍工廠跡地、平塚：相模海軍工廠化学実験部跡地、習志野：陸軍習志野学校跡地の各区域）で、下記表1の環境調査が終了し、日常生活において危険性がないことが確認された範囲において、土地改変工事事業者（以下「事業者」という。）が、掘削を伴う土地改変工事を実施する場合に、確実に安全を確保するための注意事項を示したものです。

表1 環境調査項目の概要

調査項目	調査の概要
地歴等調査	当該区域におけるこれまでの土地改変等の地歴等に関する調査
地下水調査	地下水中の毒ガス成分に関する調査
大気調査	大気中の毒ガス成分に関する調査
土壌調査	表層土壌中の毒ガス成分の含有量及び溶出量に関する調査
物理探査調査	地表から実施する磁気探査あるいはレーダー探査調査
表層ガス調査	物理探査において検知反応があった地点での、地表面へのガスの漏洩の有無の確認調査
不審物確認調査（表層ガス調査での検知点又は物理探査調査での検知点における原因確認調査）	表層ガス調査での検知点又は物理探査調査での検知点のうち、不審物が存在する可能性があるとして認められた地点における掘削による確認調査

なお、環境調査がまだ実施されていない範囲における対応は以下の通り。

構造物・舗装等が存在することにより環境調査がまだ実施されていない区域において、事業者が掘削を伴う土地改変工事を実施する場合には、構造物・舗装等が撤去された機会を活用して、まず環境省／毒ガス情報センター又は国有地等担当省（以下「国」という。）が上記表1の環境調査を実施し、当該環境調査の結果について国が必要に応じて速やかに有識者の判断を仰ぎ、特段の問題がなければ土地改変工事を再開することを原則としますが、構造物・舗装等の撤去と土地の掘削工事を一体的に実施する等、当該土地を一定の期間裸地の状態のまま維持しておくことが想定されない場合には、土地改

行うとともに土地改変に併せてガス検知等調査を実施します。なお、掘削を伴う土地改変工事の場合であっても、杭打ちのみを行う場合や、緊急を伴う工事であって狭い範囲に限られた掘削のみ（目安としては概ね10m<sup>2</sup>未満の範囲または50cm以下の深さの掘削を想定）といった場合には、特に土地所有者等又は事業者からの要望がなければ、それらの工事においては国が同様の環境調査を行わず、事業者が杭打ちや掘削に際して随時ガス検知やボーリング孔を利用した物理探査を行うなどにより、不審物を避けつつ確実に安全を確保しながら工事を行うこととしてもよいこととします。判断に迷う場合には、国に連絡して確認して下さい。

また、これら環境調査が未実施である区域において舗装部分の修復といった特段の掘削を伴わないような工事の場合であって、修復箇所が狭いあるいは限られているといった場合には、国は一定の区域全体として舗装を撤去するような機会を捉えて環境調査を行うこととして、今回の工事では環境調査を行いませんが、地歴等調査等の結果、毒ガス弾等が存在する可能性が高いと考えられる区域（重点探索調査範囲に該当する区域）とされた区域では、万一の場合の安全確保のため、事業者は、舗装撤去時の最初の段階での表層からのガスの発生に注意して下さい。

いずれの場合においても、掘削中に自然地層（人為的な掘削等が施されていない地層）が確認できた場合には、それより深い場所においては、事業者は通常の掘削方法による土地改変工事を再開出来ます。

## 2. 作業の届出

当該区域で、土地改変等の作業を計画する事業者は、作業を開始する前に、国にその旨を届け出て下さい。

届出には、以下の事項を含めて下さい。

- (1) 作業実施の主体
- (2) 作業期間
- (3) 作業概要
- (4) 具体的な安全確保の方法
- (5) 不審物等発見・遭遇時等の緊急対応責任者